

平成20年度

江差町教育委員会に関する事務の管理・執行
状況の点検・評価報告書

平成22年2月

江 差 町 教 育 委 員 会

教育委員会における教育行政に関する事務の管理・執行の状況の 点検・評価並びに町議会への報告と町民への公表について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部改正により、平成20年より教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

点検及び評価を行うに当たっては、「教育に関する学識経験を有する方の知見の活用を図る」ものとされ、点検・評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の指摘を受けて改善していくこととなります。

江差町教育委員会は、地教行法に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、町民の皆さまへの説明責任を果たすため、江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成20～22年度）を基本にした平成20年度の基本方針及び重点目標の主な施策・事業について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する方々による「江差町教育委員会外部評価委員会」を設置し、同委員会から様々なご意見、ご指導をいただき、「平成20年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」として報告書にまとめたものです。

1. 点検・評価の義務付け

(点検・評価の義務付け)

- ・ 教育委員会は、毎年、学識経験を有する者の知見も活用しながら、自らの事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、町民に公表することが義務付けられました。※【地教行法第27条】

(教育委員会の対応)

- ・ これを受け、今年度から江差町教育委員会としては、前年度の活動状況について点検・評価を開始し、評価の実施に当たり、町内の有識者5名で構成される「江差町教育委員会外部評価委員会」から広く意見を聴取しました。(委員会設置要綱 別添)

※委嘱した外部評価委員

委員長	辻 裕樹	(学校教育関係者)	:	南が丘小学校評議員)
副委員長	松崎 仁	(学校教育関係者)	:	江差北小中学校評議員)
委員	能登 敏	(学校教育関係者)	:	元江差町PTA連合会長)
委員	田畑奈央子	(社会教育関係者)	:	文化協会)
委員	増田 裕子	(社会教育関係者)	:	元幼稚園教諭、小中学校保護者)

○会議開催月日	第1回	平成21年	4月27日
	第2回	平成21年	11月13日
	第3回	平成21年	11月27日
	第4回	平成22年	1月22日

2. 点検・評価の対象及び方法

(対象)

- ・ 江差町教育委員会が所管する事務事業（総務係、学校教育係、社会教育係、地域文化係、文化会館管理係、図書館係）すべてにおいて点検・評価の対象としました。

(方法)

- ・ それぞれの係が担当している事務事業ごとに施策評価シートを江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成20～22年度）と連携する形で作成

評価シート内容

- ・ 事業の内容、対象
- ・ 事業コスト（決算額）
- ・ 事業の評価 ①**必要性**～現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうか。
②**経済・効率性**～事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費

で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価。

③目的達成度～目的の達成度を評価。

- ・評価 ～ 全体的な評価と課題
- ・事業の方向性 ～ 評価結果を踏まえて、今後どのように事業を進めるかの選択
- ・外部評価委員会の意見 ～ 客観的視点からの意見、助言

3. 点検・評価の活用方法

外部評価委員会の評価と意見及び住民の要望意見並びに教育委員会の自己評価・課題などについて、教育委員会は、今後の事務事業や教育推進計画に反映させるよう努めるものとする。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は前条の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

江差町教育委員会外部評価委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、江差町教育委員会外部評価委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び第2項に基づく江差町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「評価等」という。）に関し、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、その客観性の確保を図るための意見を求めるため、江差町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 教育委員会が行った評価等の結果について、専門的視点から意見を述べること。

(2) 教育委員会が行う評価等の手法並びに事務・事業の改善又は充実策について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げる事項について取りまとめた結果を教育委員会に報告すること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開できるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課総務係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

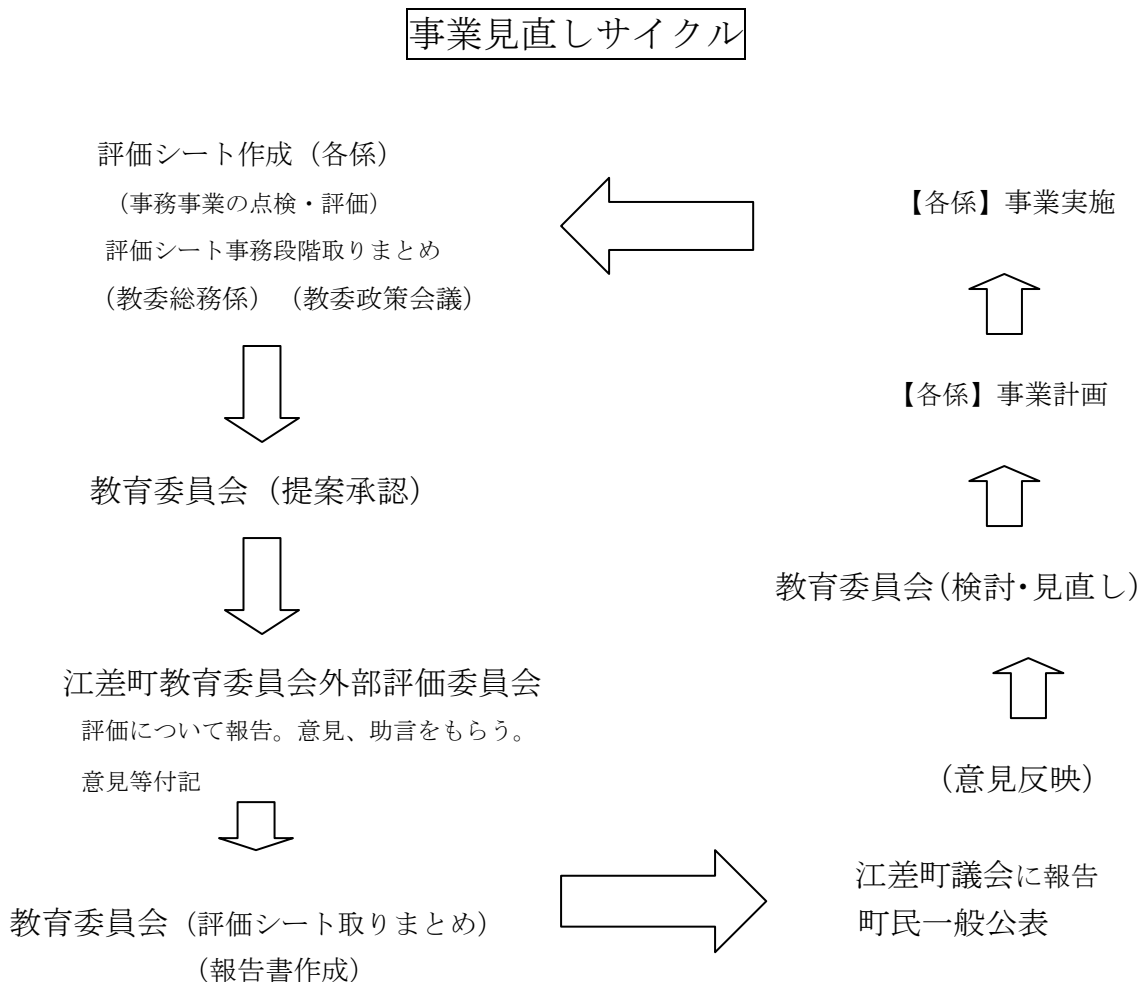
この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

●江差町教育委員会の点検・評価の流れ(概要図)

評価は各事業などについて、所管係が評価シートを作成することから始まり、教育委員会による評価を行います。この評価内容について、町民や学識経験者で構成された「江差町教育委員会外部評価委員会」にて評価内容の客観性の検証と改善に対する意見、助言等をいただくこととしています。

この外部評価を含めて、教育委員会として報告書を作成し、議会へ報告するとともに公表します。

また、公表により町民のみなさんからいただく意見、要望も参考にして、今後の事業計画策定に反映し、これらのサイクルを毎年繰り返すことにより、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。



■外部評価委員会の総合意見

この点検・評価は、江差町教育委員会所管事業（平成20年度）について行ったものです。

総合的にまとめますと、「必要性」「経済・効率性」にあつては、全事業ともしっかりした視点に基づき進められており、町民にとっていずれも必要な事業であることと、十分な成果が得られたものと見受けます。

「目的達成度」については、各事業創意工夫をし、実施しているところではありますが、一部の事業で参加者不足などの課題もあるため、町民ニーズを的確に把握し、広報、周知の工夫をするなど改善の余地があると考えられます。

学校教育について

全道・全国に誇る江差追分を学習活動に取り入れるなど、江差の豊かな自然・文化・歴史・人材等を生かした特色ある教育活動を積極的に実施している点を高く評価します。

特別な支援を要する児童生徒が増加している傾向にあることから、現在2校へ配置している特別支援教育支援員を未配置校へ配置し、円滑な学校、学級運営が行えるよう一層の充実を希望します。

新学習指導要領において平成23年度より英語教育を小学校5、6年で週1時間の必修化、平成24年度より中学校は週4時間から5時間とする改定があったことから、以前配置していた英語指導助手を再び配置し、英語指導及び外国語活動の実施により、英語の基礎基本の徹底や国際理解教育の推進が図られることを期待します。

また、児童生徒の学力向上を図るため、国、道の制度を活用し、TTや習熟度別授業を取り入れることを期待します。

社会教育・スポーツ学習について

町民誰もが生涯学習活動を通じた心豊かな生活を送れるよう、様々な意欲的な取り組みを推進されていることは評価します。

生涯学習や社会教育における町民の多様なニーズに沿った学習機会の提供が図られていると考えますが、こうした機会を町民が積極的に利用できるようにするための各事業の精査、宣伝活動の一層の充実が期待されます。

健康増進、体力向上の効果が期待できるスポーツの振興が重要であると考えます。ライフスタイルが多様化する中で、多種多様なスポーツや健康づくりの気運を高めるための取り組みが不足しているため、町民一人ひとりが健康づくりをできるようスポーツの普及発展に努められることを望みます。

文化・芸術活動及び図書館活動について

芸術文化活動を支援するため、身近に文化芸術に接する機会や多種多様な文化活動を提供されていることは評価します。

文化会館を利用したコンサート等の舞台事業で広く町外から集客するよう宣伝活動の一層の充実が期待されます。また、文化会館施設の適正な維持管理に努めることを望みます。

文化財の保護・継承は、地域文化の振興の面や教育の面から重要な意義を有するものと思われます。国・道・町指定の貴重な文化財の十分な維持管理と、学校教育との関わりあいにおいて、郷土への理解を深める活動を積極的に推進されることを望みます。

図書館活動については、移動図書館車の巡回による町内全域へのサービスなどを行っていることは評価いたします。町民に図書館を積極的に利用してもらうための方策を検討し、読書の習慣化と普及活動の充実を期待します。

最後に、江差町教育委員会は、活動の活性化に向けて積極的な取り組みを続けていると言えます。

今後とも点検・評価を実施し、たゆまぬ教育行政の見直しを図り、これまで以上に地域の実情にあった取り組みにより、さらなる「教育の質の向上」を望みます。

■外部評価委員会の個別意見

外部評価委員会の個別評価・意見については、施策評価シート毎に記載

施設評価シート目次

教育委員会に係る事務	No. 1
教育委員会事務局に係る事務	No. 2
教職員住宅管理、スクールバス運行事務	No. 3
小学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 4
小学校の教育振興に係る事務	No. 5
江差中学校整備、スクールバスの運行事務	No. 6
中学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 7
中学校の教育振興に係る事務	No. 8
幼稚園に係る運営管理、事務	No. 9
奨学金の貸付事務	No. 10
江差の特色を生かした体験活動の推進・青少年健全育成のための安全安心な環境整備	No. 11
現代的課題に対する学習活動の拡充・地域住民が支えあう学びあう地域活動への参加	No. 12
青少年健全育成、安全安心なまちづくりの推進・親子の絆を深める子育て支援の充実	No. 13
図書館機能の向上・利用促進	No. 14
芸術文化の創作・発表機会の充実。芸術文化に親しむ機会の拡充・芸術文化環境の整備充実	No. 15
文化財の保存と伝承・博物館活動の充実	No. 16
生涯スポーツの推進・生涯スポーツの環境整備、充実	No. 17